

# 鶴見大学における研究活動の不正行為防止及び調査体制に関する規程

平成 27 年 4 月 1 日

施行

(趣旨)

第 1 条 鶴見大学及び鶴見大学短期大学部（以下「本学」という。）において研究活動を行っている者（以下「研究者」という。）の研究活動の不正行為防止及び調査体制について、定めるものとする。大学院学生、学部学生、短期大学部学生及び本学の規程に基づき受け入れた者（以下「学生等」という。）が研究に関わる場合は、研究者に準ずるものとし、この規程の対象とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、研究活動の不正行為とは、研究者が発表した研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び他者の研究成果の盗用をいい、これらを「特定不正行為」という。

2 この規程において「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいい、「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいい、「盗用」とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用することをいう。

3 この規程において「部局」とは、文学部、歯学部、短期大学部及び附置研究機関をいう。

4 この規程において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

5 前項にかかわらず事務局における部局長は、教育研究支援センター事務部長とする。

(学長の責務)

第 3 条 学長は、研究活動の不正行為の防止のために、各部局に「研究倫理教育責任者」を置き、研究者への啓発活動に努めるものとする。

(研究倫理教育責任者の責務)

第 4 条 研究倫理教育責任者は、各部局の長が務めるものとし、定期的に研究者及び学生等に研究倫理に係る教育を実施するものとする。

2 研究倫理教育責任者は、研究者及び学生等への研究倫理に係る教育の実施に当たり、研究倫理教育担当者を選任することができる。

(相談窓口)

第 5 条 本学内外からの研究活動に係る不正行為に係る相談を受ける窓口として、相談窓口を置く。

2 相談窓口は、教育研究支援センター事務局教育研究支援課（以下「教育研究支援課」という。）とする。

3 相談窓口への相談は、電話、ファクシミリ、電子メール、書面、または面談等の方法により行う。

(告発窓口)

第 6 条 部局長は、各部局に研究活動の不正行為に関する告発等を受け付けるための窓口（以下「告発窓口」という。）を設置し、その責任者となる。

2 告発窓口は、教育研究支援課とする。

3 部局長は、不正行為に関する告発を受け付けた時は速やかに、第 9 条に定める研究活動の不正行為対策委員会委員長に報告するものとする。

(告発の取扱い)

第7条 告発は、原則として、顕名により行われるものとし、不正行為を行ったとする研究者等・グループ、不正行為の態様等事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由を示して、書面、電話、ファクシミリ、電子メール、面談等の方法により届け出るものとする。ただし、匿名による告発があった場合は、部局長は、告発の内容に応じ、顕名の告発に準じて取扱うことができる。

2 告発があった事案が、本学として調査を行うべき内容に該当しないときは、該当する研究機関に当該告発を回付するものとする。

3 書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、学長は、告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に、告発を受け付けたことを通知するものとする。

4 告発の意思を表示しない告発については、本学はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。

5 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという告発に対しては、部局長は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、学長及び不正行為対策委員会委員長に報告し、学長は、被告発者に対して警告を行うものとする。ただし、告発を受けた事案について、本学が被告発者の所属する研究機関でないときは、被告発者の所属する研究機関に事案を回付するものとする。他の大学等研究機関より警告を受けた場合は、本学に当該告発があったものとして取り扱い、学長は被告発者に対して警告の内容について通知するものとする。

（告発者・被告発者・告発の受付によらないものの取扱い）

第8条 学長は、告発内容や告発者の秘密を守るとともに、告発等についての調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底するものとする。

2 調査事案が漏洩した場合は、学長は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができるものとする。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、当該人の了解は不要とする。

3 学長は、悪意に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみを受け付けるものとし、悪意に基づく告発については、告発者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることを周知するものとする。

4 学長は、告発者に対し、単に告発したことを理由に、解雇その他不利益な取扱いは行ってはならない。

5 学長は、被告発者に対し、単に告発がなされたことのみをもって、その研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇その他不利益な取扱いは行ってはならない。

6 告発の意思を表示しない告発について、告発の意思表示がなされない場合にも、学長の判断でその事案の調査を開始することができる。

7 学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合は、本学に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

8 特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（特定不正行為を行ったとする研究者等・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを、本学が確認した場合、本学に告発があった場合に準じた取扱

いをすることができる。

(研究活動の不正行為対策委員会)

第9条 本学に、研究者に係る研究活動の不正行為について調査するため、研究活動の不正行為対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、部局の協力を得て、研究活動の不正行為防止のために、啓発活動を行うものとする。

3 対策委員会は、学長が委嘱する次の者をもって構成する。

(1) 副学長

(2) 文学部（文学研究科含む）・歯学部（歯学研究科含む）・短期大学部（専攻科含む）から教員各1名

(3) 教育研究推進委員会委員長（又は委員長推薦の委員）

(4) 全学学生委員会委員長（又は委員長推薦の委員）

(5) 法律又は倫理関係の専門的知識を有する本学の教員若干名

(6) 総務部長

(7) 学生支援センター事務部長

(8) 財務部長

(9) 教育研究支援センター事務部長

(10) 教育研究支援課長

(11) その他学長が必要と認めた者

4 前項第2号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。委員に欠員が生じたときは補充し、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 対策委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

6 委員長は、対策委員会を招集し、その議長となる。

7 対策委員会は、本調査に当たっては、調査対象となっている研究分野の学外研究者を臨時委員として加えるものとする。

8 被告発者が複数の大学等研究機関に所属する場合は、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関や関係研究機関との間において、事案の内容等を考慮して別の定めをする場合がある。

9 被告発者が他の大学等研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、本学と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行う。

10 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関から本学に転入している場合、本学が当該研究機関と合同で、告発された事案の調査を行う。被告発者が本学を離職後、どの研究機関にも所属していない場合で、本学で行った研究に係る告発があった場合は、本学が告発された事案の調査を行う。

11 本学は、他の機関や学協会等の科学コミュニティに調査を委託すること、又は調査を実施する上での協力を求めることができる。

(予備調査委員会)

第10条 対策委員会に、研究者に係る研究活動の不正行為の告発内容の合理性、調査可能性について予備調査を行う予備調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、次の各号の者をもって組織し、過半数の学外有識者で構成するものとする。

- (1) 対策委員会委員長
- (2) 調査委員会主査の指名する者
- (3) 被告発者が所属する部局長

3 調査委員会に主査を置き、前項第1号の対策委員会委員長をもって充てる  
(予備調査)

第11条 対策委員会委員長は、告発事案について調査委員会を開催し、速やかに予備調査を実施するものとする。

2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

3 調査委員会は、告発事案について本調査委員会による調査（以下「本調査」という。）の適否を判断し、告発受付後原則として概ね30日以内にその結果を学長に報告する。

4 本調査を行わないことを決定した場合は、学長は、その旨を付記し告発者に通知するとともに予備調査の資料を保存し、告発者や告発に係る研究に対する研究費を配分した機関等の求めに応じて開示するものとする。

(本調査)

第12条 対策委員会委員長は、調査委員会が本調査すべきものと判断した場合、前条第3項の報告が行われた日から原則として概ね30日以内に本調査委員会を設置し、本調査を開始するものとし、その旨を学長に報告しなければならない。

2 本調査委員会は、過半数の学外有識者をもって構成するものとし、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有する委員は審議に加わることができない。

3 学長は、本調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。告発者及び被告発者は、設置された本調査委員会に対し異議がある場合は、通知された日から2週間以内に異議申立てをすることができる。その内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係る本調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

4 学長は、本調査の開始を決定した場合は、告発者及び被告発者に対し本調査を行う旨を通知し、調査への協力を求めるものとする。被告発者が本学以外に所属している場合は、当該所属機関に通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関にも本調査を行う旨を報告する。

5 本調査は、指摘された当該研究に関する論文や実験・観察ノート、生データ、実験資料・試薬等の各種資料の精査並びに関係者のヒアリング、再実験の要請などにより実施する。この際、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

6 告発された特定不正行為が行われた可能性を調査するために、本調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て本調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、調査機関により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、本調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。

7 学長は、第5項及び第6項に関して、本調査委員会の調査権限について定め、関係者に周知するものとする。この調査権限に基づく本調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。

8 調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、本調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

9 本学は、本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。告発された事案に係る研究活動が本学以外の研究機関で行われた場合は、当該研究機関に対して、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置を要求する。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

10 本学は、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

11 本学は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 13 条 本調査委員会の調査に対し、被告発者が告発内容を否認する場合には、自己の責任において当該研究の科学的適正な方法と手続き並びに論文等の表現の適切性について科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の被告発者の説明において、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不  
存在など、存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は、合理的な保存期間  
(資料等の保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負うこととし、資料(文書、数値デ  
ータ、画像など)は、原則として、当該論文等の発表後10年間保存、試料(実験試料、標本)や装置  
など「もの」は、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。講座・学科等の責任者は、所  
属する研究者の転出に際して、保存を義務付ける対象の状況を確認し、後日必要となった場合の追跡可  
能性を担保しておくこと。個人データ等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とする  
ものは、それらの規制やガイドラインに従い、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについ  
て資金提供機関との取り決め等がある場合にはそれに従うこととする。この他、保存を義務付ける対象  
等に関する詳細は、日本学術会議「科学研究における健全性の向上について」を参照のこと。)を超える  
ときを除き、不正行為とみなす。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもか  
かわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正  
当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

(認定)

第 14 条 本調査委員会は、本調査の開始後、概ね150日以内に、調査内容をまとめ、不正行為が行  
われたか否かを判定し、不正行為と認定した場合は、その内容及び不正行為に関与した者とその関与の  
度合並びに不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割  
を認定するものとする。

2 本調査委員会は、被告発者が行う説明を受けるとともに、本調査によって得られた、物的・科学的  
証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行うもの  
とする。証拠の証明力は、本調査委員会の判断に委ね、被告発者の研究体制、データチェックなど様々  
な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断する。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として特定  
不正行為と認定することはできない。

3 特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によ  
って、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定することとする。また、被  
告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不  
存在など、本来存在すべき基本的な要  
素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、  
被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由(例えば災

害など)により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。本調査委員会は、本調査終了後、調査結果を速やかに対策委員会に報告するものとする。

4 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、本調査委員会は併せてその旨の認定を行う。ただし、この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(学長への報告)

第 15 条 対策委員会は、速やかに調査結果(認定を含む。以下同じ。)を学長に報告する。

(調査結果の通知及び報告)

第 16 条 学長は、本調査委員会の調査結果を速やかに告発者及び被告発者等(被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知するものとする。被告発者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に当該調査結果を通知する。また、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関及び文部科学省に対しても調査結果を報告する。

2 悪意に基づく告発との認定があった場合は、学長は、告発者の所属機関にも通知するものとする。告発者の氏名を公表し、懲戒処分や刑事告発等による対応を実施するものとする。告発者が他の大学等研究機関に所属している場合は、その旨を当該所属機関等に通知する。

(不服申立て)

第 17 条 不正行為と認定された被告発者等及び悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての調査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。以下同じ)は、調査結果の通知を受けてから 10 日以内に不服申立てをすることができる。

2 学長は、被告発者等から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、当該告発者に通知し、当該事案に係る研究費を配分した機関に報告する。被告発者等が本学以外の機関に所属している場合は、当該被告発者等の所属機関にも通知する。また、悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあったときは、被告発者及び告発者の所属機関に通知し、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関にも報告する。

3 不服申立ての審査は本調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、本調査委員会の構成等その専門性・公正性に関わるものである場合には、学長の判断により、本調査委員を交替・追加して、審査させるものとする。ただし、対策委員会が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 本調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに学長に報告し、学長は、被告発者に当該決定を通知するものとする。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると本調査委員会が判断するときは、以後の不服申立てを受け付けないものとする。本条第 1 項の不服申立てについて、再調査を行う決定をした場合には、本調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに学長に報告し、学長は被告発者に当該決定

を通知するものとする。加えて、学長は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省にも報告するものとし、不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

5 本調査委員会は、再調査を開始した場合は、不正行為と認定された被告発者等から不服申立てがあったときは、概ね50日以内、悪意に基づく告発と認定された被告発者から不服申立てがあったときは、概ね30日以内に本調査の結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告する。学長は、再調査結果を、告発者、被告発者等及び当該事案に係る研究費を配分した機関に通知するものとする。また、学長は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。

6 不正行為と認定された被告発者等から不服申立てがあったときは、被告発者等が本学以外の機関に所属している場合は当該被告発者等の所属機関に通知し、悪意に基づく告発と認定された被告発者から不服申立てがあったときは、当該被告発者の所属機関に通知する。加えて、学長は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。

7 第1項の不服申立てについては、本調査委員会は、概ね30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに学長に報告するものとする。学長は、当該結果を告発者、被告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、学長は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第18条 学長は、対策委員会において不正行為が行われたと認定したときは、速やかに、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、対策委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等調査結果を公表する。

2 学長は、対策委員会において不正行為が行われなかったと認定したときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合及び悪意に基づく告発の認定があった場合は、調査結果を公表するものとする。

3 前項の認定において、悪意に基づく告発との認定があったときは、被告発者の氏名・所属を併せて公表し、鶴見大学就業規則（以下「就業規則」という。）に基づく処分等必要な措置を講ずる。

(調査中における一時的措置)

第19条 学長は、本調査の実施決定後、対策委員会の調査結果の報告を受けるまでの間は、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(不正行為が行われたと認定された場合の措置)

第20条 不正行為と認定された場合、不正行為への関与が認定された者並びに関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）が本学に所属するときは、学長は、当該被認定者に対して、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命ずることとし、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するとともに、就業規則に基づく処分等必要な措置を講ずるものとする。

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第21条 不正行為が行われなかったと認定された場合、学長は、本調査に際して実施した研究費支出の停止及び証拠保全の措置を解除するものとする。

2 学長は、不正行為が行われなかったと認定された者については、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第22条 この規程における研究活動の不正行為への対応に携わる者は、告発の内容その他不正行為の調査に関する事項についての秘密を守らなければならない。

(事務局)

第 23 条 対策委員会、調査委員会及び告発・相談窓口に関する事務は、関係部局の協力を得て教育研究支援課が事務処理を行うものとする。

(雑則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、不正行為防止及び調査体制に関する必要な事項は、調査委員会の審議を経て、学長が定める。

(規程の改廃)

第 25 条 この規程の改廃は、対策委員会の審議を経て、学長が決定する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。